

井戸川かわら版

井戸川裁判
(福島被ばく訴訟)
ニュース

発行：井戸川裁判（福島被ばく訴訟）を支える会 発行日：2024年4月15日

〒347-0055 埼玉県加須市中央2-7-6 東電原発事故研究所内

事務局：080-4865-3159（稲垣）✉ idogawasasaerukai@yahoo.co.jp

Web：http://idogawasupport.sub.jp/

かわら版編集：080-1101-8072（沼尾） 写真：（中村/沼尾） 組版協力：市民じゃ〜なる

No. 28

福島第一原発事故を全身にまとった井戸川克隆という「怪物」の正体を暴こうと何度も挑みかかり、厚い壁にはね返されてきた私の長い苦闘の軌跡でもあります。この毀誉褒貶の激しい怪物は簡単には正体をつかませてくれませんでした。

最初のインタビュー（2013年）は手も足も出ない

コールド負け。……

（著者 日野行介さん・FBより 冒頭部分）

平凡社 2024年3月刊



〔私の主張〕 ご報告 & 忘却・滅失絶対禁止事項……………原告 井戸川克隆 2

〔新聞記事より〕

志賀原発が稼働していたら 「最悪の事態」を懸念 東京新聞（24年3月2日埼玉版） 9

原発事故12年「国の偽装、許せない」 井戸川克隆・元双葉町長 毎日新聞（23年3月12日） 10

〔驚きの新展開〕

「福島被ばく訴訟」1/17井戸川裁判第27回口頭弁論に参加して ……………富塚元夫 13

〔ひとこと〕 困った時のご近所さんとして ……………赤嶺菊江 14

〔アンケート紹介〕（1月17日 口頭弁論・報告集会）…………… 16

〔漫画〕 事故は終わっていない……………常夏さわや 19

第28回口頭弁論期日（4月24日）のお知らせ、あとがき …………… 20

《ご報告 & 忘却・滅失絶対禁止事項》

2024年3月

原告 井戸川克隆



3/20 さよなら原発 代々木公園にて

(Photo by Nakamura)

5

ご 報 告

去る1月17日の口頭弁論から、訴訟代理人のいない原告本人裁判になりました。前訴訟代理人をお引き受け頂きました古川元晴弁護士さんには、平成28年9月7日第4回口頭弁論から長い間、法廷或いは、報告集会において準備書面要旨・進行協議の、ご説明を頂き、おかげさまで今日まで、困難な裁判をご指導いただきました。

原告井戸川克隆の裁判は、原発事故の膨大な被害・損害に比例してすそ野が広く、また、被告らの作文の壁の厚さも比例して膨大で、原告提訴側の挙証責任の量と質の正確性、事故前の約束、数量、形状・寸法的な現場に即した事実を基に、主張、反論することを最優先に行うために、古川元晴訴訟代理人にはご勇退を願いました。

原告は元来、工事屋でしたので設計図、施工図を書くのは慣れていますが、訴訟は経験がなく、不安がありますが、当該原発事故には前例がなく、道なき道を作る覚悟で今後の法廷を乗り切りたいと考えております。安易というかもしれませんが、家業も何事も臆せず、前例のない毎日でしたので、元気で頑張りたいと考えております。

更に、皆様には旧に倍して、今後もお支援、ご声援をお願いいたします。

追伸、去る令和5年11月29日、現地進行協議を双葉町で行いました。東京地方裁判所民事第50部の裁判官の皆さんのご指導の下、天候にも恵まれまして無事終了することができました。この様子は、準備書面にしたためますので、後程、ご覧ください。

[忘却・滅失絶対禁止事項]

(ビスマルクの格言には：「歴史に学ぶ賢者、経験に学ぶ愚者」とあります。)

《原発事故の本当の被害とは、迷路に追い込まれて騙されてしまうことをいう。》

※ ウソで迷路に追い込み、相手に不利益を与え、自分に利益が生じることを「詐欺・詐取」という。

忘却禁止というタイトルの内容は、原発行政は国民を騙すことにあるので、歴史認識が大切である。そこで、以下に、「不遡及の原則」を基に、忘却禁止事例を示したい。

第一 緊急時には、どのような放射線モニタリングが行われるのですか。(原子力安全・保安院)

【第1段階のモニタリング】

原子力緊急事態の発生直後から速やかに開始されるもので、この結果は、放出源の情報、気象情報及び [SPEEDI ネットワークシステム](#) 等から得られる情報とともに、予測線量 (IAEA は回避線量と言っている) の推定に用いられ、これに基づいて防護対策に関する判断がなされることとなります。したがって、この段階においては、何よりも迅速性が必要となり、第2段階で行われる測定ほどの精度は要求されません。第1段階のモニタリングの主要な対象となる放射性物質又は放射線は、原子力施設又は事故の形態に応じて、大気中における放射性の希ガス、ヨウ素、エアロゾル状態のウラン、プルトニウム濃度及び中性子線及びガンマ線の空間線量率並びに環境試料 (飲料水、葉菜、原乳等) 中の放射性ヨウ素、ウラン又はプルトニウム濃度です。

【第2段階のモニタリング】

第1段階で要求される迅速性より正確さが必要となり、第1段階のモニタリングよりさらに広い地域について、放射性物質又は放射線の周辺環境に対する全般的影響を評価し、確認するために行われます。第2段階のモニタリングにおいては、積算線量並びに環境中に放出された人体への被ばく評価に必要となる放射性核種が対象となり、空間放射線量率、大気中の放射性物質の濃度、環境試料中の放射性物質の濃度及び積算線量を測定、評価します。なお、このモニタリングの結果は、各種防護対策の解除にも用いられるとともに、風評対策にも資するものとなります。

〔出典〕 「原子力施設等の防災対策について (原子力安全委員会)」 (昭和55年6月決定、平成15年7月改訂)

〔関連資料〕 「原子力2003」、「考えよう、日本のエネルギー (資源エネルギー庁)」

ご注意：上記の第1段階のモニタリング対象となっていた「大気中における放射性の希ガス、ヨウ素、エアロゾル状態のウラン、プルトニウム濃度及び中性子線及びガンマ線の空間

線量率並びに環境試料（飲料水、葉菜、原乳等）中の放射性ヨウ素、ウラン又はプルトニウム濃度です。」は、必須事項とされていたが、東電原発事故では行ったのか、行っていないのか公表されていない。本件事故発生以来、国民の皆さんが目にはしているのは、ガンマ線の空間線量率だけです。このために、福島県民は放射能の正確なデータを知らされていないので、山下俊一がいう100ミリシーベルト以下は発症しないとか、県民健康調査では甲状腺がんは被ばくの影響ではないなどのウソを信じて、事故後の復興という掛け声に騙されているのです。私は正確なデータを知らないから、危険を感じて福島内に戻らないのです。私が双葉町民を埼玉に避難させたことが、結果として正しかったのです。

したがって、井戸川裁判を支える会員の皆様は、福島県内には行かない方が賢いですよ。海洋放出したトリチウムは、海水が蒸発して大気中に漂い、内陸部まで汚染します。先進事例は、イギリスのセラフィールド再処理施設から海洋投棄されたトリチウムによって、対岸のアイerlandの海岸線に住んでいる人々は、白血病に苦しんでいます。これと併せて、ノルウェーの漁業者は、トリチウムを海洋投棄するなど、イギリスに苦情を言っているそうです。トリチウムは生体濃縮しますので、微小であっても体内に取り込まないように注意してください。

＜下記表は、総務省行政評価・監視結果報告書より転載＞

表 事故時に公衆の線量評価の対象とされている核種

施設の種類	核種
実用発電用原子炉	放射性希ガス、放射性ヨウ素
核燃料再処理施設	H-3、C-14、Co-60、K-85、その他放射性希ガス、Sr-90、Ru-106、I-129、I-131、その他放射性ヨウ素、Cs-137、Pu（α）
核燃料加工施設	U
廃棄施設	H-3、C-14、Co-60、Ni-59、Ni-63、Sr-90、Nb-94、Tc-99、I-129、Cs-137、全α（Am-241、Puで代表）

（注）環境放射線モニタリング指針（平成20年3月原子力安全委員会了承）による。

総務省でも、空間線量率だけを公表するとは、語っていないことに注目してください。

※ 文部科学省は、原子力安全委員会が取りまとめた次の報告書等を踏まえ、緊急被ばく医療体制の整備を進めている。

○ 緊急被ばく医療のあり方について（平成13年6月原子力安全委員会了承、平成20年10月改定）（抜粋）

第4章 原子力施設の立地地域における緊急被ばく医療体制の整備

4-1 緊急被ばく医療体制

4-1-1 緊急被ばく医療体制の枠組み

(1) 緊急被ばく医療体制

緊急被ばく医療体制は、原子力施設内の医療施設や避難所のほか、汚染の有無にかかわらず初期診療や救急診療を实践する「初期被ばく医療機関」、専門的な診療を实践

する「二次被ばく医療機関」、高度専門的な診療を实践する「三次被ばく医療機関」からなる。被ばく患者の受け入れ体制を整備するためには、地域の実情に応じて、これらの機関が有機的に連携し、機関間で相互に補完し、効果的な被ばく医療を実現することが重要である。(略)

(2) 救急医療体制や災害医療体制との連携

原子力緊急事態の発生時には、緊急被ばく医療体制が一般の救急医療体制に加え、災害医療体制の一部に組み込まれて機能することが実効的である。なお、原子力緊急事態に至らない場合にも、外傷や熱傷を負った被ばく患者は発生し得るので、迅速に、最善の医療を行うには、日常的に機能している地域の救急医療体制を活用することが最も有効である。その際には、異常事態の発生頻度、原子力施設の立地、被ばく医療の特徴等の諸条件にも配慮し、指揮命令系統、情報連絡、設備、資機材の確保等を含めた包括的かつ一元的な体制の整備が必要である。

上記資料の要点は、「**汚染の有無にかかわらず初期診療や救急診療を实践する**」の個所に、重大な関心を持たなければならない。東電原発事故では、最初から被ばく被害がないと公言してきたが、ここでは被ばくの有無と明記されているので、「**被ばく被害がない**」というのは、ウソを国民に語っているのである。

東電原発事故では、被ばく労働者ではなく、一般公衆として原告ら総勢数百人が1号機爆発の降下物に晒されている。それより前には、1号機のベントにより、けたたましい量の被ばくをさせられているので、だれから見ても、汚染があったので、初期診療の対象者となるが、未だに初期診療も救急診療も実践されていないことによる、人為的ウソの被害者となっている。

第二 経済産業省の責務

経済産業省は、原子力発電所における災害を防止する観点から、原子力保安検査官による定例試験への立会いの考え方を明確化し、原子力発電事業者において適切に定例試験がおこなわれていることを計画的に立会い、確認する必要がある。

第1編 原子力施設における大規模自然災害時の対応

1. 対象となる大規模自然災害

原子力安全・保安院の所掌する原子力施設等の立地地域及びその周辺において、以下のいずれかに該当する大規模自然災害が発生した場合には、事象レベルに応じ通報連絡、緊急参集、派遣等を行う。

①原子力施設等立地道府県^{※1}（北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、神奈川県、静岡県、新潟県、石川県、福井県、大阪府、岡山県、鳥取県、島根県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県。以下、同じ。）において、震度6弱以上の地震が発生した場合

2. 通報連絡（別紙1参照）

- (1) 官房から、防災一斉メールにて主任防災担当官（企画調整課総括班長及び調整班長）に緊急参集事象発生（上記1.）の連絡が入る。
- (2) 本部長補佐*は、発生場所が原子力施設等立地道府県であるかを確認し、電話で直接、以下のとおり連絡を取る。
 - ①緊急参集事象（原則、1. ①に該当する事象）であれば、官邸参集要員（緊急参集メンバー、随行者及びリエゾン参集者）に内閣危機管理センターへの参集指示の連絡をする。
 - ②本部長に連絡し、原子力安全・保安院に災害対策本部（別添）を設置することの承認を得る。

* 本部長補佐として、企画調整課調整班長ほかを、その任に充てる。

- (3) 本部長補佐は、原子力安全・保安院緊急参集要員（別添のメンバーリスト）に対して、防災携帯電話から参集指示の防災一斉メールを発信する。
- (4) 本部長補佐は、原子力施設等立地市町村の震度情報を入手し、副本部長及び企画調整課長に連絡する。
副本部長と企画調整課長は、原子力施設等立地市町村の震度情報をもとに、緊急参集指示の縮小・解除について協議し、緊急参集指示の縮小・解除をすることを決定した場合には、本部長補佐に連絡する。
- (5) 原子力防災課施設班長は、原子力安全基盤機構に対し、参集を指示する。

7. 現地体制

(1) 現地派遣職員

原則として、担当審議官を長とし、原子力発電検査課長、担当課統括安全審査官、担当課安全審査官、原子力安全広報課企画班長、同課職員、原子力安全技術基盤課課長補佐（放射線管理担当）から派遣する。

(2) 現地派遣職員の輸送

原子力防災課訓練班長又は原子力防災課危機管理班長は、内閣府（防災担当）に対して、政府調査団の派遣の有無について確認を行う。なお、政府調査団の派遣がなされない場合は、必要に応じ防衛省等に対し緊急輸送手段について依頼を行う。

その後、運航ルート等の調整、業務管理官は現地派遣部隊に対し、輸送機の出発場所、出発時刻等をメール等にて連絡する。

(3) 現地到着後に果たすべき機能及び役割分担

①現地参集場所

現地派遣職員は、オフサイトセンターに参集する。

②現地到着後の任務

原子力安全・保安院記者会見が本院において行われる場合には、審議官は、現地原子力保安検査官事務所長とともに、可能な限りこれに合わせて、現地記者会見を行う。

(4) 現地原子力保安検査官事務所の果たすべき機能

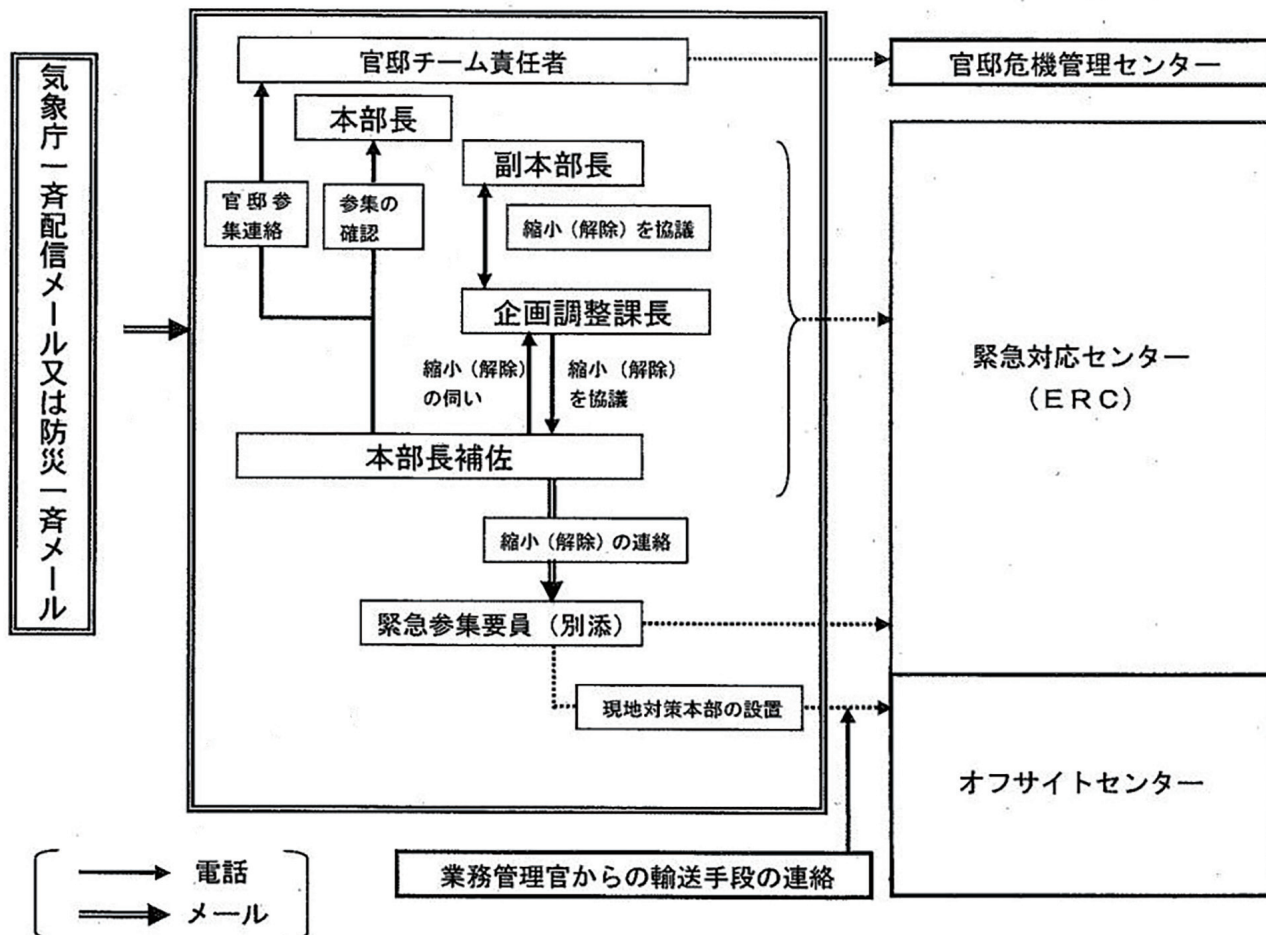
「原子力保安検査官事務所業務マニュアル(内規)」の第1編 第5章 第5節 3.(1)及び「オフサイトセンター運営要領」の第1章による。

別紙 1
(第1編)

通報連絡と参集

【下記枠内のメンバーは、メールの内容を確認し各自で参集】

(参集先)



別紙 2

日常の待機体制

1. 考え方

緊急事態対応に万全を期するためには、必要な場合に速やかに緊急事態の体制を敷けるよう、常に関係者の所在の明確化に努めなければならない。

また、事故及び防災通報の担当者は、平常時から緊急時体制について十分心がけ、以下の組合せの幹部が同じ日に出張することについては、業務上の必要性を十分検討・判断した上で行うなど、配慮しなければならない。

- (1) 原子力安全・保安院長と原子力安全・保安院次長
- (2) 原子力安全担当の審議官(実用発電用原子炉と核燃料サイクル)
- (3) 担当審議官と担当課長

- ①実用炉に関しては、担当審議官（実用発電用原子炉、原子力安全基盤）、原子力発電検査課長、原子力発電安全審査課長のいずれかが在京であれば可
- ②加工、再処理、輸送に関しては、担当審議官、核燃料サイクル規制課長、核燃料管理規制課長のいずれかが在京であれば可
- ③もんじゅに関しては、担当審議官、原子力発電検査課長、新型炉規制室長、核燃料サイクル規制課長のいずれかが在京であれば可
- （４）首席統括安全審査官と原子力防災課長
- （５）原子力安全広報課長と事故故障対策室長
- （６）原子力防災課訓練班長と原子力防災課危機管理班長

以上、事故前から被告国が国民・地元発電所周辺自治体と住民に約束していたことの一部をご紹介します。これらの資料から、被告国・被告東電及び利権に与っている連中が、事故後に語ったことと比べると、天と地の開きがあることをご理解いただけたでしょう。

ウソを語り、相手に損をさせた場合、詐欺になります。あなたは、国からウソをつかれていませんか。例えば、汚染水を処理水と呼んでいること、20ミリシーベルトという数値で、避難解除されたり、避難エリアを決められたり、賠償の基本とされたり不利益を与えられていませんか。原発事故の処理費用に国税を使い、被告東電の事故の後片付けに国税を使うことは、国税の目的外使用になりませんか。

原発の周辺監視区域外に夥しい放射能をだして、周辺自治体を壊したことは犯罪ではないですか。この事故で生じた人生破壊の被害を認めない裁判は、第一義的加害者であり、被災住民の私権を奪った泥棒を無罪としたのです。被害者が悪人で、加害者が善人と判示したのです。

このようなことを赦せないから、私は、裁判で悪党たちと戦っているのです。

最後に、増して多くの国民並びに、いどがわ裁判を支える会員の皆様に、ご声援とご賛同を賜れば幸いです。



(Photo by Numao)

東京電力福島第1原発事故から11日で13年を迎えるのを前に、能登半島地震で震度7を記録した石川県志賀町の北陸電力志賀原発に厳しい視線を注ぐ人が加須市にいる。原発事故の際、第1原発が立地する福島県双葉町か

ら同市への集団避難を実現させた前町長の井戸川克隆さん(77)。「もし志賀原発が稼働していたら、福島のような最悪の事態が発生していたかもしれない」と懸念を強めている。
(菅原洋)

志賀原発が稼働していたら…

井戸川・福島県前双葉町長



今回の地震により、志賀原発は外部電源の一部を失い、壊れた変圧器から膨大な量の油が漏れて一部が海へ流出。避難の際に基準となり欠かせない、空間放射線量を測るモニタリングポストは最大18カ所で一時測定できなくなった。

た。

井戸川さんは「周辺の道路も寸断され、原発事故が起きていたらとても避難できる状態ではなかった」と指摘。その上で「福島の事故では、避難計画は役に立たなかった。その反省がない。福島の教訓が、志賀を含む全国各地の原発がある地域に生かされていない」と言及する。

志賀原発を巡っては、北電は1999年に核分裂反応が連続する深刻な臨界事故を起こしていたが、2007年に至るまで約8年間も隠蔽。その後トラブルなどで停止し、北電は「敷地内に活断層はない」と主張して再稼働に向けた審査中だった。そのさなかに今回の地震が起き、約3メートルの津波も来た。

「北電も東電も共通するような隠蔽体質がある。志賀原

原発事故の危険性などを訴える井戸川さん＝加須市で

「最悪の事態」を懸念

利益より事故での損失は大きい

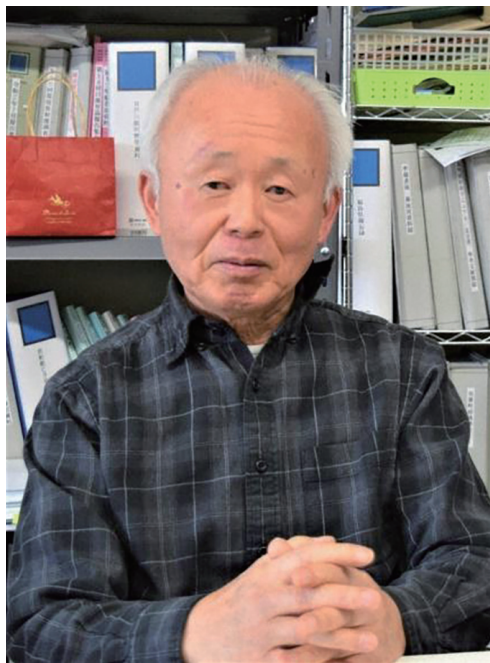
発の再稼働などほとんどもない。事故が発生する前に廃炉にするべきだ」。井戸川さんは明言する。

一方、東電の柏崎刈羽原発がある新潟県柏崎市と刈羽村は、今回の地震で震度5強を観測。07年の中越沖地震では、一帯で震度6強を記録し、屋外変圧器で火災が起き、周辺監視区域外へ放射性物質を含む水が海へ流出した。その後はテロ対策の不備も問題化した。

福島の事故の前後から停止中の柏崎刈羽原発は、埼玉県内からも遠くはない。井戸川さんは「もし事故が起きたら、関東でも福島のようになるだろう。福島の避難者が味わってきた大変なつらさを繰り返してはならない」と訴える。

柏崎刈羽原発も「再稼働させず、廃炉にするべきだ」と言葉に力を込めた。さらに、志賀原発も含め「原発で得る利益よりも、事故による損失がはるかに大きい。再稼働させて事故が起きたら、原発がある地域の自治体が国から最も責任を取られることを肝に銘じるべきだ」と強調した。

原発事故12年 「国の偽装、許せない」



井戸川克隆・元福島県双葉町長
埼玉県加須市内で2023年2月28日
隈元浩彦 撮影

井戸川克隆・元双葉町長

隈元浩彦 埼玉 毎日新聞2023/3/12

東日本大震災、そして福島第1原発事故から12年がたつ。全町避難を強いられ、水素爆発で飛散する大量の放射性物質から逃れるように、役場機能を埼玉県加須市に移したのが福島県双葉町。約7000人の町民の先頭に立ったのは町長（当時）の井戸川克隆さん（76）だった。政府が「原発回帰」へとかじを切るなか、市内で避難生活を送る元町長は「許せない」と憤然と語った。

【隈元浩彦】

「国はいまだ正面から捉えていない」

——原発事故から12年が経過します。

◆国はいまだ原発事故を正面から捉えようとしていない。それどころか責任逃れのため隠蔽（いんぺい）や偽装に走っている。国家の危機だ。

——具体的には？

◆事故直後、状況が分からないまま、枝野幸男官房長官（当時）は「直ちに健康に影響を与える数値ではない」と言った。あの言葉で福島県民をだまして、県内に留め置かせた。一方、米国は自国民を避難させた。日本人と米国人はどこが違うのか。ここからがうその始まりだ。

事故前まで国は、1年間に一般公衆が浴びる放射線量限度について1ミリシーベルトとしていた。県原子力広報協会が作成したパンフレットにも明記されている。ところが、事故後は20倍の「年20ミリシーベルト以下なら安全」と基準を引き上げた。偽装でしょう。

——旧ソ連のチェルノブイリ原発事故（1986年）で制定された被災者補償法は、年5ミリシーベルト超の区域は住民の移住が義務づけられています。

◆日本はでたらめ。2011年12月16日、当時の民主党政権は原発事故の収束宣言をした。法的根拠のない言葉であり、ごまかしだ。翌年3月、町長として第1原発に入った。東電幹部に「事故収束したのか」と問うたら「してません」。いいですか。そもそもまだ原子力緊急事態宣言

が発令中なんだ。「宣言」が解除されての「収束宣言」ならまだしも、「収束」したかのように国は装っている。

——被災自治体で唯一、役場機能ごとの全町避難を決断しました。

◆建設、メンテナンスの仕事の経験があり、2号機の建設に携わったこともある。原発についても知識を蓄えていた。震災翌日、原発の爆発で飛んできた断熱材を浴びた。たいへんなことになると思った。県の対策本部は機能停止。一時は海外への避難も考えた。

——加須に落ち着かれたわけですね。

◆一致団結と思ったが賠償問題では町民から怒られた。「他町がもらっているのに、なぜ双葉は遅いのか」と。賠償基準である国の「中間指針」は欠陥だらけだからと言っても理解されなかった。

——22年8月末、双葉町は11年5カ月ぶりに一部で居住可能になりました。

◆町にはよく戻るけど、バーチャルリアリティーだね。悔しい。原因は分かっている。津波で原発が壊れたのが原因ではない。壊れないような原発を作らなかったから事故は起きたんだ。許せない。

国の原発回帰「何も学んでいない」

——岸田文雄政権は「原発回帰」にかじを切りました。

◆腐りきっている。それも国会の議論を経ずに閣議決定でやってしまった。電力料金高騰などと、メディアにあおられ、国民はその気になってしまう。

福島事故から何も学んでいない。立地自治体の責任でいえば、福島は初の事故だったから被害者でいられたが、再度過酷な事故が起きればそうはいかない。稼働を認めた自治体の責任が問われる。なぜ気付かないのか。

——除染作業で出た汚染土を再利用する実証事業の候補地に所沢市が挙がっています。

◆廃棄物置き場の設備工事をしていた経験があるから分かるが、事故前は1キロ当たり放射性物質が100ベクレルを超えたらペレット缶で厳

重管理していた。その基準値を80倍に引き上げて、国は8000ベクレルまでは安全だと言う。誰が信用するのかなと思う。応分の負担などと言うのなら、双葉につくった中間貯蔵施設を含めて、東電のある東京に持っていくのが筋だ。

——国、東電を相手に損害賠償訴訟を15年に起こしています。

◆官製の裁判では、刑事罰を求めても無罪だ。損害賠償を通して、国の行政過誤、企業の責任問題を追及するしか手立てはない。苦しんでいる双葉町民と子孫のためにやっている。民をだまし、大地と海を汚した、東電と政府の責任を問う。



東京電力福島第1原発＝2022年8月21日午後1時19分、本社ヘリから

記者の一言

憤怒のかたまりだった。取材中に何度か雷が落ちた。許された写真撮影は数枚だけ。口元が緩むことはなかった。メディアへの深い不信感がうかがえた。「国家は国民をだます。お先棒を担ぐのがマスコミだ」と言った。

「加須に避難した直後、繰り返し問われたのは『なぜ、埼玉に来たのか』と。こっちが教えてほしい。なぜ、こんな事故が起きたのか。それを追及するのがメディアだろう」

事務所の壁全面には分厚いファイルが並ぶ。原発事故関係の法令集、公文書などだ。原発事故の「専門家だ」とも。国、東電を相手に法廷闘争を続ける。

裁判情報は「井戸川裁判を支える会」のサイト (<http://idogawasupport.sub.jp/>) に詳しい。意見陳述書には「被害ではないと決めつけた方には、私たちと同じ放射能を被（かぶ）ってみたいだきたい」とつづる。それは石牟礼道子さんが「苦海浄土」で書き留めた「銭は一銭もいらん。そのかわり、会社のえらか衆の、上から順番に、水銀母液ば飲んでもらおう」という水俣病患者家族の呪詛（じゅそ）の言葉に重なる。

いどがわ・かつたか

1946年福島県双葉町生まれ。水道設備会社の経営などを経て2005年、双葉町長選に初当選した。2期目の11年3月、福島第1原発事故に遭遇、全町の県外避難を決断した。13年、町長職を退任。避難先の加須市内で「脱被ばく東電原発事故研究所」を主宰している。

（毎日新聞 2023/3/12）



(Photo by Numao)



1. 「民をだまし大地と海を汚した東京電力と国の責任を問う」 「福島被ばく訴訟」1/17井戸川裁判

第27回口頭弁論に参加して …驚きの新展開

| 次回口頭弁論期日は、4月24日（水）東京地裁

富塚元夫（たんぽぽ舎）

◎ 1月17日（水）10時過ぎに東京地裁103号法廷に入りました。

原告席には井戸川さんが一人だけで座っておりました。傍聴席は徐々に増えて50から60人になりました。被告席には東電・国側弁護士が続々入ってきました。

原告席一人だけのまま裁判官が到着して口頭弁論が始まりました。

原告一人だけでも問題ないように準備書面の番号や次回の期日や進行協議の確認がなされて、弁論がないままに短時間で終わりました。

◎ 報告集会で説明がありましたが、古川弁護士とは離別して今回から代理人を置かず本人が直接法廷に立つことになったそうです。

弁護士なしの裁判は可能とは聞いていましたが、実際に体験するのは初めてです。

古川弁護士が前回提出した準備書面30と31はこれまでの主張の延長上にあり新鮮味のないものでしたが、井戸川さんの今回提出した準備書面32と33は井戸川さんの意見そのもので、今までは井戸川さんにとって不満な展開だったとわかりました。

◎ 東電も国・経産省も東電福島第一原発事故前の法律、約束を守らず、原子力防災訓練でおこなってきたことをせず、組織を作らず、住民を直接守る役割の市町村に情報を流さず違法に住民を被ばくさせた責任を正面から追求する展開になります。

津波が来る前に地震によって福島第一原発は外部電源を喪失、配管破断し冷却水を失いメルトダウンに陥ちいていたことも問題にします。

「今回の原発事故は、国や東京電力の落ち度による人災です。

それなのに、国や東京電力は、何の落ち度もない私たちからすべてを奪った責任を取ろうとはしません。私（井戸川克隆）は、国と東京電力に対し、被害の完全な回復を求めて裁判を起こしました。」

◎ 前回第26回口頭弁論9月27日のあと11月29日には裁判官など総勢37人による現地進行協議があり、双葉町の旧役場、井戸川さんの瓦解寸前の自宅、海岸を所有地など現場を確認したそうですが、この日はまだ報告はされず、後日準備書面にまとめるということです。

次回口頭弁論期日は、4月24日（水）、次々回は7月17日（水）です。

皆様のご参加をお願い致します。<https://idogawasupport.sub.jp/>

（たんぽぽ舎メルマガ2024.1.19【TMM:No4957】より 転載）

困った時のご近所さんとして

赤嶺 菊江

部落差別に基づく、冤罪狭山事件に長く関わっている市民活動家

私は井戸川さんが避難生活を送っている、埼玉県加須市に在住しています。そのご縁で、井戸川さんの周りをチョロチョロしながら私にできる事をほんの少しお手伝いをさせていただいています。

そんな私に沼尾さんから原稿の依頼が寄せられとても驚きました。すぐに「とんでもないです！ 井戸川さんには叱られてばかりの私です。原発のことについて詳しい知識があるわけでもなく、『かわら版』の質を下げてしまうことになってしまいます。私に出来ることは、かわら版の中身を作ることではなく、かわら版を送るための発送作業のお手伝い、肉体労働です」とお断りしました。

でも、沼尾さんから「そのまんまの赤嶺さんのお話しをお書き下さい。赤嶺さんのお話しを読んでも、それなら私にも応援出来るかも知れないと思ってくれる方が増えるかも知れません」と、温かい言葉が返ってきました。「そのまんまで良い」と言われ、断わる理由を失くしてしまいました。

私が井戸川さんを応援したいと思ったのは、双葉町を町ごと避難させ、多くの町民の方達を被曝から守るという、判断と行動をされたからです。大変困難の中での、そのうえ勇気のいる決断であったと思います。

そして、もう一つ。多くの町民の方たちから感謝されながらも、「町長」の職を降りざる得なかった井戸川さんの悔しさに対する共感でした。いつの時代も、権力に抗う者は排除され、孤立させられる。それも、権力だけでなく、同じ苦しみを味わった仲間たちから排除されるのです。私自身のこれまでの経験と重なりながら、井戸川さんへの想いが段々膨らんでいきました。井戸川さんが巨大な組織を相手に訴訟を起こし、その裁判を支える会が設立されるという話を聞いて、私は迷うことなく第1回目の会議から参加させて頂きましたが、そうそうたる顔ぶれに気後れし、果たして私が役に立つのだろうか？ と少し不安になりました。

経験もあり学識のある方々と違い、特段の能力もない私に一体何が出来んだろうか？ と考え込んでしまいました。そこで思ったのが、井戸川さんが原発事故によって奪われた井戸川さんの社会生活をほんのすこしでも補うことでした。不慣れな避難先での「ご近所さん」のような役割です。これなら、同じ加須に住む者として、私にもできるかも知れないと思いました。「難しいお手伝いは出来ませんが、事務所のお掃除とかなんでもやりますので、遠慮なく言って下さい」と、井戸川さんにお伝えしたところ、早速、井戸川さんから「事務所の資料の整理をお願い出来ますか？」と声を掛けて頂きました。

震災直後から十年近くに及ぶ膨大な量の新聞を、加須市内の世話人の小林さんや友人と一緒にやらせてもらいました。

最近は、『かわら版』の発送作業を地元の仲間たちと一緒にお手伝いさせてもらっています。これもまた結構な量で、世話人の皆さまのご苦勞を思い知らされたところです。先日は予想以上の方

たちが集まり、作業はあっという間に終わり、役得でしょうか、新年のご挨拶も兼ねながら、井戸川さんから現在の裁判闘争の状況報告や、能登半島地震を巡っての思いなど貴重なお話をたっぷり聞かせていただきました。初めて井戸川さんのお話を間近で聞く友人もいて、驚きながらも感動していました。

こんな形でも井戸川さんの闘いの意義を一人ひとりに伝えることで、原発反対の声を結集していくことができるのではないかと考えています。

そして、私の周りには、さまざまな専門知識や経験を持っている方たちがいます。そうした友人・知人と井戸川さんをつなぐことで、何か力になれるかもしれない——。そんなことを思いながら、井戸川さんの所にお連れしています。

コロナ禍になる前、井戸川さんから加須で原発問題について語り合う機会を持ちたいと相談を受け、「井戸川さんと語る会」を月1開催してきました。時に20人を超えることもありましたが、ほぼ12～15人程度の小さな集まりです。毎回井戸川さんが貴重な資料を用意してくれ、私たちはその資料の密度の濃い内容、それ以上に体験者でなければ決して語ることはできない、井戸川さんのお話の深さにただただ圧倒されるばかりでした。

コロナの感染が拡大する少し前に、井戸川さんからお誘いを受けて、東海村へ十数人で行った事があります。東海村の原子力行政担当の職員の方たちが私たちとの話し合いを持ってくれました。井戸川さんがこれまで何度も東海村を訪れ、元町長や職員の方たちとの交流を持たれてきました。そんな井戸川さんのご努力なしには、あり得ない貴重な体験でした。

最近井戸川さんの本が発刊され、そのタイトルが「双葉町 不屈の将 井戸川克隆」と聞きました。なんとピッタリの標題だろうと感心しました。みなさんもお存知のように、井戸川さんは相手が誰であろうと一切忖度しません。それは権力だけでなく、支援者の私たちに向けても同じで、厳しい意見を遠慮なく言ってこられます。時には、いくら井戸川さんでもその考えは違うと反発したくなることもあります。ただ、どう抗っても私の知識と言葉では勝ち目がないので、悔し涙をのみます。でも、負けてばかりいられないと、時々仕返しをさせてもらっています。

大抵どうでも良いことなので、井戸川さんは「あららら…」と舌を出し、笑い流してくれます。そんな時井戸川さんのオチャメな一面を観たような気になり、正直ホッとします。

双葉町の町長時代の井戸川さんは、自らの給料を7割もカットし町の財政の建て直しをされました。お連れ合いの三喜子さんは「その間、一度も給料を渡されることはなかった」と、笑いながら話されます。そして、今賠償金も受け取らず、裁判闘争に挑んでおられます。井戸川さんは勿論ですが、お連れ合い三喜子さんのご苦労は如何ばかりか…。さすがの井戸川さんも、三喜子さんには頭が上がらないだろうと容易に想像出来ます。

これからも、井戸川裁判を応援しながら、井戸川さんや三喜子さん、そして双葉町の方たちの「困った時のご近所さん」として、私に出来るお手伝いをさせて頂きたいと願っています。



(Photo by Numao)

アンケート紹介

第27回口頭弁論 2024年1月17日

①口頭弁論の感想 ②弁護士さん感想 ③井戸川さん感想 ④裁判について

- ① 会員 ①5分程で終わり 何が何やらわからなかった ②原告と弁護団の離別の説明が良くわかった 今後むづかしい裁判になればと心配です ③原告、だけの裁判。原告の言い分が通らないことはないのか。。。日本の司法を信用したい

一緒に活動 1、2

- ② 会員 ②本を発行したらいかがでしょうか 裁判で Unscear2020/2021 報告書の100力所以上の〇〇過少化〇についても問題視すれば問題が公になります Unscear, 日本政府、日本側関与者（鈴木元、明石真言他）との利益相反についても暴露していただければと思います（添付）

- ③ 非会員 ①すぐ終わっちゃって弁論もなくどうもよくわからなかった。弁護士がいなかったか？ ②行政の長として市民が知らないことを詳しく丁寧に説明されていてわかりやすかった。もっと、これらのこと広く知らしめるべきだと思う。 ③お体に気をつけて下さい。

一緒に活動 発送作業の協力： 仕事があるのでどこまで協力できるかわかりませんが、一応、連絡下さい（アド）

- ④ 会員 ③「井戸川さんの裁判を何故しているのか」という思いをあらためて強く感じさせられました。 裁判の場には、なかなかいかれないでいますが、ご主張を十分に裁判の中でも展開していただきたいです。そのためにもお元気でお過ごしくくださるようにと願っています。

- ⑤ 会員 ①進行協議ばかり、こんなことで裁判の公開と言えるのでしょうか？ ②言葉自体の最後の方が聞きとりにくくなってきたので、なかなか全てを理解しにくくなってきました。 ③先ずは、弁護士会の改革をし、司法制（最高裁まで）を改革するしかないのでは……もはや三権分立などはないと思いますので……

井戸川さん・原告一人で闘うとは物スゴイことで、ユニークな考えで面白いとは思いますが、大変ですよ。長い道のりとなると思いますが体力勝負でしょう。共に頑張りましょう。

- ⑥ 会員 ①余りにも事務的・形式的な申しおくり（伝え）なので残念な印象でした ②現地進行協議の実施された内容に井戸川さんの実行力が明確にわかりとてもよかったと思います

した。 ③今後とも苦勞の多い裁判が続くのでしょうか井戸川さんのエネルギーが私共にも伝わってきます。健康に留意し仲間と共に頑張りましょう。

⑦ 会員 ②準備書面に井戸川さんの主張と 생각이 115ページにすべて表されているので
しょう 弁護士の賠償認めさせるための裁判用論理とは、ずれが出てきたのでしょうか。
③応援しつつけます

⑧ 会員 ①井戸川さんががんばってますので、これからも応援します ②弁護士なくとも
充分やれると思いました。弁護士いない方がやれると思いました。 ③わかりやすい裁判
になると期待できる

⑨ 会員 ①特になし ②詳細で良かった ③大変ですが1人でも頑張ってください

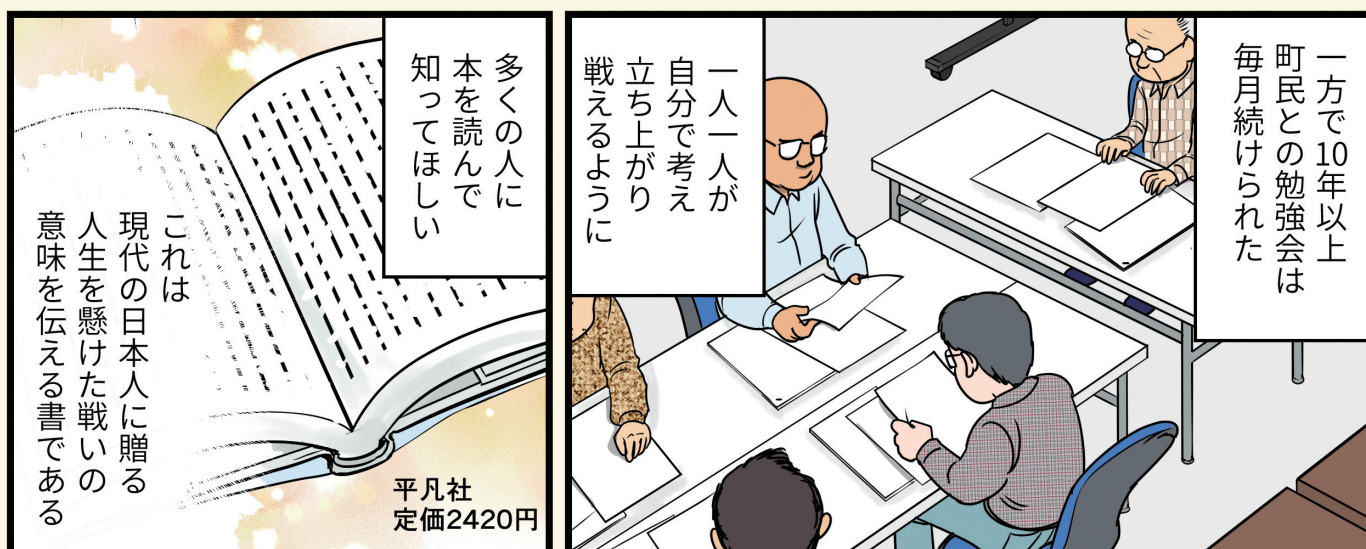
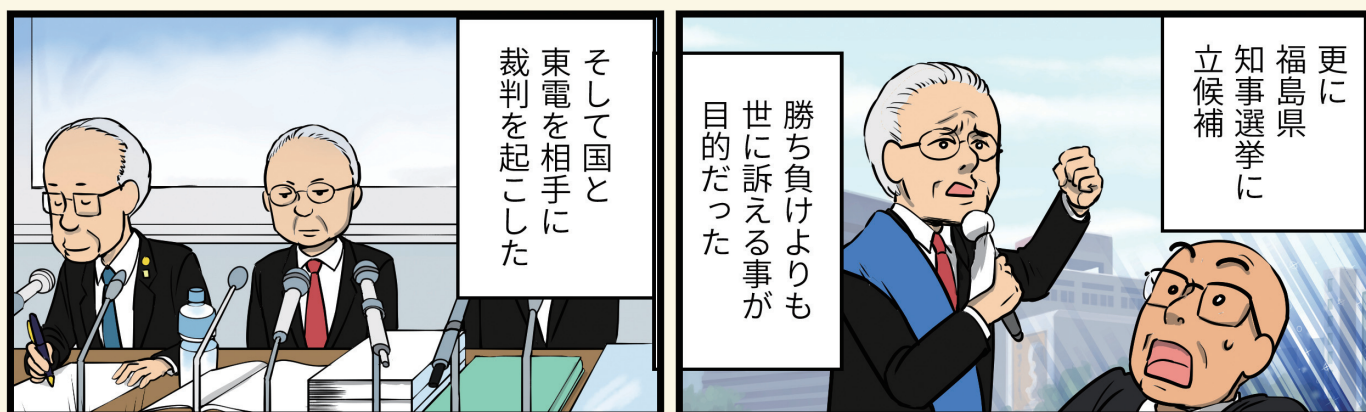
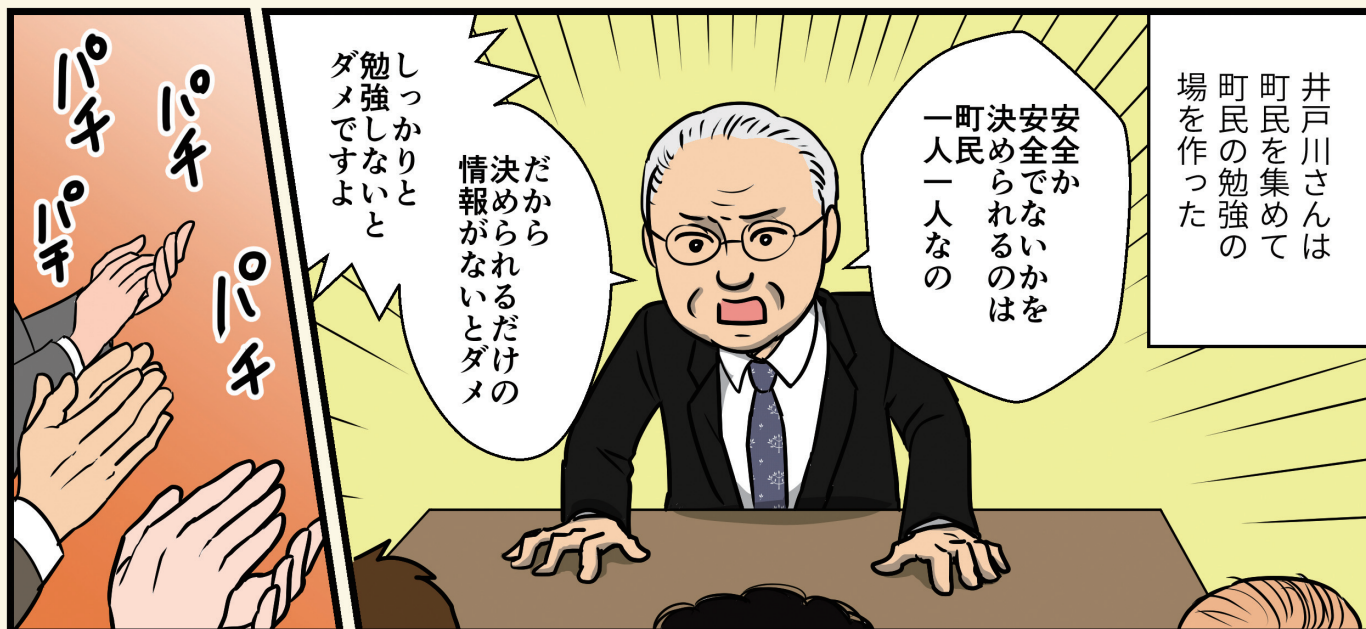
⑩ 会員 ①（マスコミ・電通）のウソがわかった 最後の首長の問題がわかった ②井戸
川さんの話が分かった ③一人でも続けて下さい

⑪ 会員 ①何の話もなかった。何と言っていいか ②具体的でわかりやすい説明はいつも
通りだった。津波対地震についてもわかりました。弁護団が提出させなかった物があります
か。 ③法廷に古川弁護士および弁護団がいなかったのには、大変驚いた。裁判の提出書
類も膨大だし、何らかの法律専門家の手助けも必要なのでは、と思う。簡単な事務作業も含
め、法学部生等々のボランティアで経験を積みたい人など、応援を頼めないものか。

以上 11名



(Photo by Numao)



原発立地自治体双葉町の悲劇

事故は終わっていない

作画・常夏さわや

ジャーナリストの
日野行介さんが
本を出した。

「双葉町不屈の将
井戸川克隆
原発から
沈黙の民を守る」

今回はこの本の
紹介となる

日野さんが双葉町の
県外脱出を評価する
記事を書いた事が
キッカケで

二〇一二年に
井戸川さんと
日野さんは対面した

そのころ
双葉町民達から
不満が
吹き出していた

なんで
福島に戻ら
ないんだ？

なんで国の
賠償指針を
受け入れ
ないんだ？

双葉だけ
復興から
取り残されるよ

更に国が
中間貯蔵施設建設で
国が双葉町に
働きかけていた

福島の
復興のために
受け入れて
ください

絶対ダメ！
先祖代々の土地に
汚染土を置くもんか

井戸川さんは
町議会から
不信任を出され

二〇一三年
町長を辞任
する事になった

そして
新しい町長の元で
中間貯蔵施設の
建設が進められた

井戸川裁判 福島被ばく訴訟

第28回 口頭弁論のお知らせ

日時：2024年 **4** 月 **24** 日(水) 10時30分開廷

場所：**東京地方裁判所**（103号法廷）
（9時30分より地裁前において **事前集会** を予定しています）

アクセス 東京メトロ「霞が関駅」A1出口（丸の内線、日比谷線、千代田線）徒歩1分
「桜田門駅」5番出口（有楽町線）徒歩6分

報告集会

会場：**衆議院第二議員会館**（多目的会議室）

受付：11時30分～ 開会：12時30分～

報告者

原告：井戸川克隆

あとがき

古川元晴弁護士さん著書「福島原発裁かれないでいいのか」何回も読み返しました。

8年間もの長きに渡っての弁護担当、ありがとうございました。

冨塚さんの一文は、たんぽぽ舎つうしんより転載させて頂きました。

壁乗り越え、手も足も出ぬコールド負けから、よくぞ、ここまで「怪物」の正体を明らかに……「ご近所さん」の赤嶺さんも 日野行介さんの著書、「不屈の将 井戸川克隆」平凡社で、井戸川さんの理解深まること、疑いなし……。

3月20日のさよなら原発・代々木集会では、フランスの記者さんとお話：仏にあっては原発ムラ、忖度あるある……事実、原稿上げては没にされること珍しくない……4月24日の口頭弁論には来ますとのこと。じっくり、お話聞く時間持ちましょう。 沼尾拝

お詫び：かわら版No.27号で、編集ミスが数箇所ございます。本会HP所収のバックナンバーにおいて、訂正させて頂きました。ご確認願います。（沼尾拝）

次々回 第29回口頭弁論

7月17日(水)

会員募集・寄付のお願い

「井戸川裁判（福島被ばく訴訟）を支える会」では会員の募集（年会費1000円）及び寄付による支援のお願いをしております。ぜひ、お知り合いの方へもお声を掛けてください。

入会・寄付を希望される方は郵便振替用紙に以下の事項を記入してお振込みください。

通 信 欄：振り込みの名目「会費」「寄付」など。郵便番号、住所・氏名、電話番号、メールアドレス

口座番号：00110-6-361267 口座名義：井戸川裁判（福島被ばく訴訟）を支える会